

都労委平成30年不第15号
日本知的障害者福祉協会事件 第30回調査調書

期 日	令和4年 1月20日 13時30分 ~ 14時10分		
場 所	第 2 審 問 室		非 公 開
出席委員	審 査	金 井	労働者 久 保 使用者 石 川
盼	申 立 人 側		被 申 立 人 側
出席当事者等	申立人 河野 通彦 同 松浦 聡 補佐人 同		代理人 補佐人 古屋 貴邦 同 三浦 史子
証人			
次回期日と証人	令和 年 月 日 時 分 ~		

要 領

1 提出書類

申立人：なし

被申立人：なし

2 概要

(1) 両当事者から、和解に係る考え方を聴取した。

(2) 両当事者間において、本件審査計画の争点1について、別紙のとおり和解が成立した。また、担当三者委員は、本期日において以下について言及した。

ア 別紙協定書第3項記載の一定の配慮を行うにあたり、協会が、争点1に係る組合が希望する団交出席者の現況について、団体交渉に先立って書面（Eメールを含む。）による説明を行うことを要請し、その了承を得たことを付言する。

イ 組合及び松浦組合員らがその情宣・広報活動等において本和解協定書及び本件期日調書記載の三者委員言及部分、その他本件不当労働行為審査手続に関する事項をそのピラ等に掲載する場合（「東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会BLOG」を含む。）には、今後の労使関係に鑑み、特定の個人の名誉やプライバシーを侵害することがないように記述の取扱いには十分に配慮をするよう要請し、その了承を得たことを付言する。

◎審問の記録——別添速記録のとおり

令和4年 1月20日作成 担当職員